

## 個人情報の取り扱いについて

### 株式会社北洋銀行御中

### 株式会社ジェーシービー御中

1.会員および会員申込人(以下「本会員等」という。)は、以下の条項について同意のうえ株式会社北洋銀行(以下「銀行」という。)および株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)に「北洋-JCB デビット」の申込みを、JCB(以下「保証会社」)に保証委託の申込みをします。なお、下記の条項が本申込みにかかる申込書、会員規約等の条項と重複している場合には下記の条項が適用され、下記の条項以外の条項については、申込書、会員規約等の条項が適用されることに同意します。2.会員等は、本申込みに際し、銀行、JCB および保証会社の所定の審査によってはご希望に添えない場合があること、またその場合銀行、JCB または保証会社がお断りする理由および内容について一切回答しないことに同意します。

#### I.「北洋-JCB デビット」申込みにあたっての「個人情報の利用目的等に関する同意」

##### 第1条(個人情報の利用目的)

会員等は、銀行が個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)にもとづき、会員等の個人情報を下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用することにつき、これを認識し理解したうえで同意します。

業務内容	<p>○預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務</p> <p>○投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務</p> <p>○その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)</p>
利用目的	<p>(1)銀行および銀行の関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、下記利用目的で利用致します。</p> <p>①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込みの受付のため</p> <p>②犯罪収益移転防止法に基づく本人の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため</p> <p>③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的な取引における管理のため</p> <p>④融資のお申込みや継続的なご利用等に際しての判断のため</p> <p>⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供に係る妥当性の判断のため</p> <p>⑥与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため</p> <p>⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため</p> <p>⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため</p> <p>⑨市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研</p>

究や開発のため

⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスの各種ご提案のため

⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため

⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため

⑬銀行およびグループ会社等の各種リスクの把握および管理のため

⑭その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

(2)特定の個人情報の利用目的が、法律等にもとづき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用致しません。

①銀行法施行規則第13条の6の6等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供致しません

②銀行法施行規則第13条の6の7等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供致しません

※ダイレクトメールや電話による金融商品やサービスに関する各種ご提案のため利用は取り止めすることができますので窓口へお申し付けください。

#### (その他個人情報の取扱いに関するご確認)

・前記融資業務において、債権が債権譲渡・証券化といった形式で、他の事業者等に移転されることがあります。その場合、個人情報は債権譲渡または証券化のために必要な範囲内で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等へ提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されます。・前記融資業務において、債権がサービサー等へ債権管理回収業務の委託が行われることがあります。その場合、個人情報は債権の管理回収業務に伴って業務上必要な範囲内で、委託先であるサービサー等へ提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されます。

#### 第2条(個人情報の保証会社との第三者提供)

会員等は、本申込みおよび本取引にかかる情報を含む会員等に関する下記情報が、保証会社における、本申込みの受付、資格確認、保証の審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種ご提案、その他会員等ならびに連帯保証人との取引が適切かつ円滑に履行されるために、銀行より保証会社に提供されることを同意します。

1.氏名、生年月日、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要項に関する情報等、本申込書ならびに付属書面等本申込みにあたり提出する書面に記載の全ての情報

2.銀行における借入残高、借入期間、金利、弁済額、弁済日等本取引に関する情報

3.銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、会員等の銀行における取引情報(過去のものを含む)

4.延滞情報を含む本取引の弁済に関する情報

5.銀行が保有する会員等の情報

6.銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報 また、本申込みおよび本取引にかかる情報を含む会員等に関する下記情報が、銀行における保証審査結果の確認、保証取引の状況の確認、代位弁済の完了の確認のほか、本取引および他の与信取引等継続的な取引に関する判断およびそれらの管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種ご提案その他、会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、保証会社より銀行に提供されることを同意します。1.氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要項に関する情報等、本申込書ならびに付属書面等本申込みにあたり提出する書面に記載の全ての情報 2.保証会社での保証審査の結果に関する情報 3.保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報 4.保証会社における、保証残高情報、他の取引に関する情報等、銀行における取引管理に必要な情報 5.保証会社が保有する保有する本会員申込人の情報 6.銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報 7.保証会社において代位弁済した後の求償債権の回収状況に関する情報

### 第3条(本同意条項に不同意の場合)

銀行は、会員等が本申込み、契約に必要な記載事項の記載を希望しない場合および、本同意条項の全部または一部を承認できない場合、本申込み、契約をお断りすることがあります。

### 第4条(条項の変更に関する同意)

本同意書の条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲で変更できるものとします。

## Ⅱ.個人情報の取扱いに関する重要事項(「北洋-JCB デビット会員規約 第2章 個人情報の取扱い」と同文)

### 第13条(個人情報の収集、保有、利用、預託)

1.会員等は、両社が会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

(1)本契約(本申し込みを含む。以下同じ。)を含む当行もしくは JCB または両社との取引に関する判断および入会後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報を収集、利用すること。

① 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号(ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる)、Eメールアドレス、勤務先、職業等、会員等が入会申込時および第9条に基づき届け出た事項。

② 入会申込日、入会承認日、有効期限、会員等と両社との契約内容に関する事項。

③ 会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容およびカードの利用可否判断や立替払代金回収その他入会後の管理において両社が知り得た事項。

④ 会員等が入会申込時に届け出た収入・負債・家族構成等、当行または JCB が収集したデビットカード利用・支払履歴。

⑤ 罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当行に提出した本人確認書類等の記載事項。

⑥ 当行または JCB が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)

- ⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
- ⑧インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報(以下「オンライン取引情報」という。)
- ⑨インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報(OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等)(以下「デバイス情報」という。)

(2)以下の目的のために、前号①②③④の個人情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等について当行またはJCBに中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。

- ①カードの機能、付帯サービス等の提供。
- ②当行の預金事業、貸付事業、JCBのクレジットカード事業、およびその他の当行もしくはJCBまたは両社の事業(当行またはJCBの定款記載の事業をいう。)における取引上の判断(会員等による加盟店(第18条に定めるものをいう。)申込み審査および会員等の親族との取引上の判断を含む。)
- ③当行もしくはJCBまたは両社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。
- ④当行もしくはJCBまたは両社事業における宣伝物の送付または電話・Eメールその他の通信手段等の方法による、当行、JCBまたは加盟店その他の営業案内、および貸付の契約に関する勧誘。
- ⑤刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。

(3)本契約に基づく当行またはJCBの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報を当該業務委託先に預託すること。

(4)割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる上の(1)⑧⑨の個人情報を使用して本人認証を行います。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当行は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。両社は当該業務のために、上の(1)⑧⑨の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する両社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、JCBのホームページ内のJ/Secure(TM)サービスに関する案内にてご確認ください。

2.会員等は、当行、JCBおよびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第1項(1)①②③④の個人情報を共同利用することに同意します。(JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社は次のホームページ

にてご確認ください。https://www.jcb.co.jp/r/riyou/)なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者は JCB となります。

3.会員等は、当行または JCB が個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」という。)が、共同利用会社のサービス提供等のため、第 1 項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。(共同利用会社および利用目的は本規約末尾に記載のとおりです。)なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者は JCB となります。

#### **第 14 条(個人情報の開示、訂正、削除)**

1.会員等は、当行、JCB および JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社、および共同利用会社に対して、当該会社がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。

(1)当行に対する開示請求:本規約末尾に記載の当行相談窓口へ

(2)JCB または JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社および共同利用会社に対する開示請求:本規約末尾に記載の JCB 相談窓口へ 2.万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

#### **第 15 条(個人情報の取り扱いに関する不同意)**

両社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本章に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第 13 条第 1 項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定める当行もしくは JCB または両社事業の営業案内等に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません(本条に関する申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。)

#### **第 16 条(契約不成立時および退会後の個人情報の利用)**

1.両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、第 13 条に定める目的(ただし、第 13 条第 1 項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当行または加盟店等の営業案内等を除く。)に基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

2.第 28 条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第 13 条に定める目的(ただし、第 13 条第 1 項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当行または加盟店等の営業案内等を除く。)および開示請求等に必要範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

(ご相談窓口)

本章についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の申込人等の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談、および支払停止の抗弁に関する書面については、下記にご連絡ください。

○株式会社北洋銀行 クレジットカードセンター

〒060-0042 札幌市中央区大通西 3-11

TEL:0570-019-680 (受付時間)9:00AM ~ 5:00PM 銀行休業日を除く

○株式会社ジェーシービー お客様相談室

〒107-8686 東京都港区南青山 5-1-22 青山ライズスクエア  
TEL:0120-668-500 (受付時間)9:00AM ~ 5:00PM 土・日・祝・年末年始休

#### <共同利用会社>

本規約に定める共同利用会社は以下の通りです。

##### ○株式会社 JCB トラベル

〒171-0033 東京都豊島区高田 3-13-2 高田馬場 TSビル

利用目的: 旅行サービス、航空券・ゴルフ場、JCB および JCB トラベルが運営する「J-Basket サービス」等リザベーションサービス等の提供

##### ○株式会社ジェーシービー・サービス

〒107-0062 東京都港区南青山 5-1-20 青山ライズフォート

利用目的: 保険サービス等の提供

### Ⅲ.保証委託申込みにあたっての「個人情報の利用目的等に関する同意」〔保証委託先:株式会社ジェーシービー〕(「北洋-JCB デビット保証委託約款」と同文)

#### 第9条(個人情報の収集、保有、利用、預託)

1.会員等は、保証会社が会員等の個人情報(本項(1)に定めるものをいう。)につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。(1)デビット契約を含む保証会社もしくは両社との取引に関する連帯保証を行うか否かの審査もしくは保証委託後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦の個人情報を収集、利用すること。

- ① 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号(ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる)、勤務先等、会員等が入会申込時および会員規約第9条に基づき届け出た事項。
- ② 入会申込日、入会承認日、有効期限等、会員等と両社の契約内容に関する事項。
- ③ 会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および連帯保証を行うか否かの審査もしくは債権回収その他の保証委託後の管理の過程において知り得た事項。
- ④ 会員等が入会申込時に届け出た収入・負債・家族構成等、当行または保証会社が収集したデビット利用・支払履歴。
- ⑤ 犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当行に提出した収入証明書類等の記載事項。
- ⑥ 当行または保証会社が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)
- ⑦ 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。(2)本契約に基づく保証会社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦の個人情報を当該業務委託先に預託すること。

2.会員等は当行、保証会社および保証会社のカード取引システムに参加する保証会社の提携会社、連帯保証を行うか否かの審査もしくは保証委託後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第1項(1)①②③④の個人情報を共同利用することに同意します。(保証会社のカード取引システムに参加する保証会社の提携会社は次のホームページにてご確認いただけます。

<https://www.jcb.co.jp/r/riyou/>)なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有するものは保証会社となります。

#### **第 10 条(個人情報の開示、訂正、削除)**

1.会員等は、当行、保証会社、共同利用会社および保証会社のカード取引システムに参加する保証会社の提携会社に対して、当該会社が保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。

(1)当行、保証会社および共同利用会社への開示請求:会員規約末尾に記載の当行相談窓口へ

(2)保証会社、共同利用会社および保証会社のカード取引システムに参加する保証会社の提携会社への開示請求:会員規約末尾に記載の保証会社相談窓口へ

2.万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当行、保証会社および共同利用会社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

#### **第 11 条(個人情報の取り扱いに関する不同意)**

両社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本約款に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。

#### **第 12 条(契約不成立時および退会後の個人情報)**

1.両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、第 9 条に定める目的に基づき一定期間利用されます。

2.会員規約第 28 条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第 9 条に定める目的および開示請求等に必要範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

#### **第 13 条(合意管轄)**

会員と保証会社の間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地または保証会社の本社、支社、営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

#### **第 14 条(約款の改定)**

両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本約款を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。

2020 年 3 月 31 日現在

※本約款の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします(改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。)